

川崎市週休2日確保工事（土木工事編）

特記仕様書

令和8年7月改定版

- 1 本工事は、建設業の労働環境を改善することを目的として実施する「川崎市週休2日確保工事（土木工事編）」の対象工事である。
- 2 本工事の実施にあたっては、『川崎市週休2日確保工事实施要領（土木工事編）』に基づき行うものとする。
- 3 『川崎市週休2日確保工事实施要領（土木工事編）』に記載のない事項については、受発注者間の協議によるものとする。
- 4 本工事を実施するにあたり、確保工事である旨を明示する看板を公衆の見やすい場所に明示する。記載内容は、『川崎市週休2日確保工事实施要領（土木工事編）』を参考にして、大きさはA3サイズ以上とする。
- 5 受注者は、川崎市週休2日確保工事（土木工事編）に関する事で意見や要望等がある場合は、工事完了後「意見・要望書」に記載し工事完成届提出後14日以内に監督員に提出する。

※『川崎市週休2日確保工事实施要領（土木工事編）』、『様式集』、及び『意見・要望書』は下記、川崎市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kawasaki.jp/jigyou/category/282-4-8-0-0-0-0-0-0.html>